

# 第3期江南市障害福祉計画

(中間案)

江南市

# 目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	第3期障害福祉計画策定における国の動向及び留意点	3
4	計画の期間	5
5	計画の策定体制	5
第2章	障害者を取り巻く現状	6
1	人口構造の推移	6
2	障害者（児）の状況	7
3	将来の障害者数の見込	9
第3章	計画の基本的な考え方	10
1	基本理念	10
2	基本方針	10
3	平成26年度の数値目標	12
第4章	サービス見込量と見込量確保のための方策	15
1	サービスの体系	15
2	障害福祉サービスの見込み量	16
3	地域生活支援事業の見込量	22
4	障害福祉サービス等の提供体制と確保策	29
第5章	計画の推進体制	31
1	推進体制	31
2	進行管理	32

---

# 第1章 計画策定にあたって

---

## 1 計画策定の背景と趣旨

今日の進められている障害者制度改革は、障害者が自ら選択する地域における生活の実現と平等な社会参加、参画を柱に据えた包括的な社会の構築をめざしています。

本市においても、平成 20 年度に障害者自立支援法に基づく「第2期江南市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの一層の充実に取り組んできました。

しかし近年、社会情勢のめまぐるしい変化や保健・医療技術の進歩等を背景に、障害者施策を取り巻く状況は大きな変化をみせています。

平成25年8月までに障害者自立支援法に代わり、新たな法律として、「障害者総合福祉法」（仮称）の制定などが予定されています。また、平成 22 年 12 月には、「障害者総合福祉法」（仮称）制定までのつなぎ法案として障害者自立支援法が改正され、応能負担への変更や発達障害も障害者自立支援法の対象となることが明確化されるなどの改正が行われました。

こうした社会的な変化を踏まえ、「第2期江南市障害福祉計画」の見直しを行い、「第3期江南市障害福祉計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、障害者自立支援法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」の第3期計画として策定するものです。

また、「障害福祉計画」は、平成 19 年 3 月に策定された「江南市障害者計画」における「生活支援」を中心とした施策の具体的な数値目標を定めた計画として位置づけられます。

	障 害 福 祉 計 画	(参考) 障害者計画
根拠法令	障害者自立支援法 (平成 18 年 4 月 1 日施行)	障害者基本法 (平成 19 年 4 月 1 日一部改正法施行)
性 格	<ul style="list-style-type: none"> <li>各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画(障害者自立支援法第 88 条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(障害者基本法第 9 条)の長期的な見通しにたって効果的な障害福祉施策の展開を図る計画</li> </ul>
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者計画の「生活支援」を中心とした施策の具体的な数値目標</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の「障害者基本計画」及び愛知県の「あいち健康福祉ビジョン」を基本とした江南市戦略計画の部門計画</li> </ul>

### 3 第3期障害福祉計画策定における国の動向及び留意点

障害者自立支援法の施行及び平成 22 年 12 月に成立した「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成 26 年度末の数値目標を設定するとともに、平成 24 年度から平成 26 年度までの第3期障害福祉計画を作成するものです。

#### 【主な改正内容】

##### ① 改正障害者基本法を踏まえた規定の整備

平成 23 年 7 月に成立した障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 90 号）による障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の目的規定の改正内容について、障害福祉計画の基本的理念の中に盛り込みます。

##### ② 整備法による障害者自立支援法の改正を踏まえた規定の整備

###### ○同行援護の創設

平成 23 年 10 月 1 日より地域生活支援事業の移動支援事業によるサービスのうち、視覚障害者に関する移動支援を個別給付化し、同行援護が創設されました。

###### ○相談支援体制の充実・強化

サービス利用計画対象者が大幅に拡大され、障害福祉サービスを利用する全障害者について、平成 24 年から平成 26 年の 3 年間にサービス等利用計画を作成することとされました。サービス等利用計画を作成する特定相談支援事業が新たに制度化され、市町村により指定されます。

また、地域相談支援が創設され、地域移行、地域定着に対する支援が個別給付化されました。

さらに、相談支援体制の充実・強化を図るため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターや自立支援協議会の具体的な機能や在り方を明確化しています。

### ○障害児支援の強化

これまで、児童福祉法、障害者自立支援法それぞれに規定されていた障害児施設が児童福祉法に統合され、障害児の通所、入所施設が再編されました。通所施設は障害児通所支援となり、入所施設は障害児入所支援となります。また、それぞれ、福祉型・医療型に区分されます。

通所施設については、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援という4つの事業が児童福祉法による給付事業となります。

### ○障害福祉計画の作成のための体制の整備

市町村及び都道府県が障害福祉計画を作成するにあたり、地域自立支援協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされたことを踏まえ、同協議会を活用することを明記します。

### ③ 地域主権改革を踏まえた規定の整備

地域主権改革において、平成24年4月1日以降は、市町村障害福祉計画を策定又は変更する場合に、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる義務が努力義務となりました。できる限り地域住民の意見を反映させることが望ましい旨を明確化するとともに、これまで障害福祉計画に定める事項だったものを今般改正により定めるよう努めなければならない事項になったもの等についても明確化します。

### ④ 障害者虐待防止法の成立を踏まえた規定の整備

平成23年6月に成立した障害者虐待防止法（平成23年法律第79号）を踏まえ、都道府県障害者権利擁護センター、市町村障害者虐待防止センターを中心として虐待防止に向けたシステムの整備に取り組むこと等の規定を盛り込みます。

## 4 計画の期間

障害福祉計画の期間は、第3期として、平成24年度（2012年度）から障害福祉計画は3年ごとに策定することとされています。本計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間の期間とします。

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
	障害者計画 (平成21年度～平成30年度)							
	第2期障害福祉計画 (平成21年度～平成23年度)		第3期障害福祉計画 (平成24年度～平成26年度)			次期計画(仮)		

## 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障害のある人やその家族などの当事者、障害者団体などの意見を踏まえ、計画に反映するように努めました。

さらには、計画素案をホームページ上で公開して意見募集を行うパブリック・コメントの手法を採用し、市民の声を計画に反映させました。

## 第2章 障害者を取り巻く現状

### 1 人口構造の推移

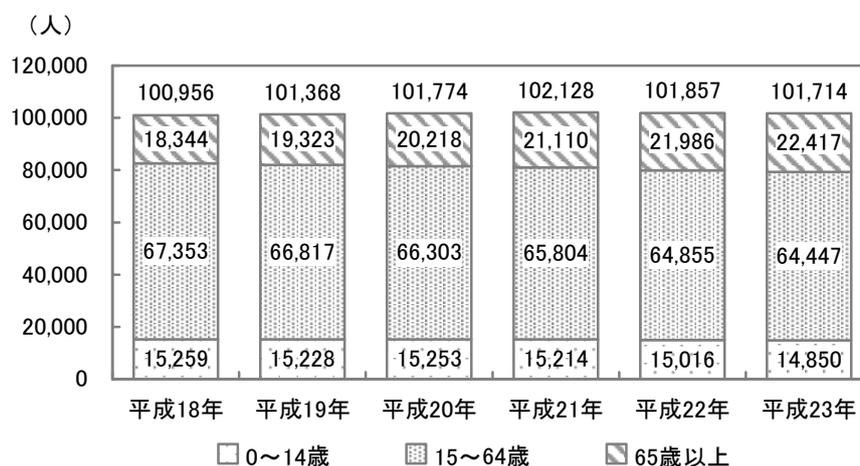
本市の人口は、平成21年をピークに減少傾向で推移しており、平成23年には101,714人となっています。一方で、高齢者（65歳以上）の人口は、増加を続けており、平成23年には22,417人、全人口に占める割合は22.0%となっています。

図表 総人口及び年齢3区分人口の推移

単位：人

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総人口	100,956	101,368	101,774	102,128	101,857	101,714
0～14歳	15,259 (15.1%)	15,228 (15.0%)	15,253 (15.0%)	15,214 (14.9%)	15,016 (14.7%)	14,850 (14.6%)
15～64歳	67,353 (66.7%)	66,817 (65.9%)	66,303 (65.1%)	65,804 (64.4%)	64,855 (63.7%)	64,447 (63.4%)
65歳以上	18,344 (18.2%)	19,323 (19.1%)	20,218 (19.9%)	21,110 (20.7%)	21,986 (21.6%)	22,417 (22.0%)

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）









---

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

### 1 基本理念

本市では、国の障害者基本計画で示された誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の考え方に基づき、『すべての人の「社会参加と自立」の実現』を基本理念として掲げ、地域でともに暮らし、みんなで支え合いながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できる街（まち）となるよう、障害への理解と支え合いの市民意識を形成し、支援体制や生活環境の充実を目指してきました。

第3期障害福祉計画においても、この理念を踏襲するものであり、引き続き、障害者の自立と社会参加を支えるため支援体制や生活環境の充実を目指します。

### 2 基本方針

#### （1）相談支援体制の強化

近年、障害のある方に関わる法律や制度の改正などが行われており、ニーズを把握しながら、適切なサービスを提供する必要があります。多様化する障害のある方のニーズに対応できるよう、地域自立支援協議会や関係機関との連携を密にし、相談体制の強化を図ります。

#### （2）施設入所から地域移行

今までの入所施設や病院等における生活から、障害のある人個々の状態やニーズにあった支援を充実させ、障害のある人やその家族の希望に基づき、自己決定と自己選択ができる地域生活への移行を促進します。そのため、住宅への入居支援や住宅の改修支援をはじめ、共同生活介護（ケアホーム）等の設置など、生活の基盤整備を図ります。

### **(3) 地域生活支援の充実**

障害のある人が地域社会の中で、自分の能力を最大限に発揮し、積極的な社会参加を進めていくため、外出・コミュニケーション等のサービスの充実を図り、適切な支援等を進めます。

また、地域生活における支援者等を確保するため、ボランティア活動や地域コミュニティづくりを推進し、地域住民と様々な福祉関係機関で構成される支援ネットワークを構築していきます。

### **(4) 雇用・就労の促進**

障害のある人が安定した質の高い生活を送れるよう、一般企業、ハローワーク、NPO、就労支援事業者等関係機関との連携を図りながら、一般雇用はもとより、福祉的就労も含め、障害のある人一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労のための訓練や就労の機会の確保に努めます。

### **(5) 障害のある人の自立支援**

障害のある人やその家族が安心して地域での生活を送れるよう、また、障害のある人が自立した生活を送れるように相談支援や成年後見制度などの利用支援を周知するとともに、事業等の周知を図りながら、地域での生活を支えるホームヘルプサービスや短期入所の充実、日中の活動の場の利用促進を図ります。

### 3 平成26年度の数値目標

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行 ●●●●●●●●●●

##### ■国の指針

数値目標設定の考え方
平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標に当たっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

入所施設から地域生活への移行者数については、県の示す割合を基に、平成26年度までに平成17年10月1日時点における施設入所者数の16%とします。

施設入所者数の削減数については、県の示す割合を基に、平成26年度までに平成17年10月1日時点における施設入所者の9%とします。

項目	数値	考え方
平成17年10月1日時点の入所者数(A)	94人	平成17年10月1日の施設入所者数
平成26年度末の入所者数(B)	86人	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込(A-B)	8人 (9%)	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	15人	施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行する者の数

##### 《参考値》

項目	旧体系入所施設	施設入所支援	合計
平成23年4月1日現在の施設入所者数(C)	24人	67人	91人
平成23年4月1日現在の削減値(A-C)	70人	-67人	3人
平成18~22年度までの地域生活移行者数	1人	2人	3人





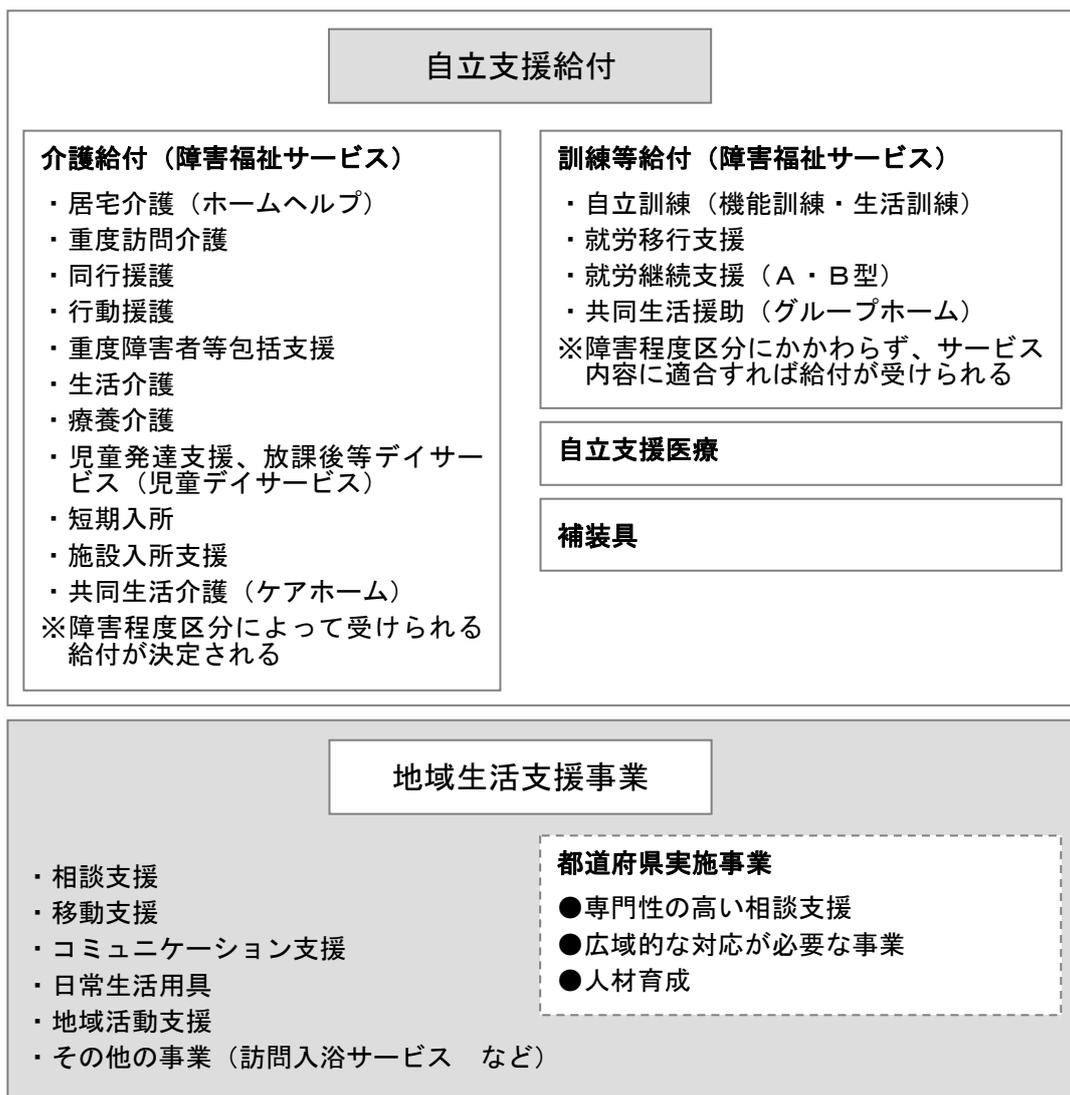
# 第4章 サービス見込量と見込量確保のための方策

## 1 サービスの体系

障害者自立支援法では、基本的なサービスの種類が規定されており、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

自立支援給付のうち、障害程度区分によって受けられる給付が決定される「介護給付」と障害程度区分にかかわらず、サービス内容に適合すれば給付が受けられる「訓練等給付」をあわせて、「障害福祉サービス」となります。

また、「地域生活支援事業」のうち、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業の5事業は必須事業、それ以外の地域生活支援事業は任意事業となっています。



## 2 障害福祉サービスの見込み量

第3期障害福祉計画では、平成 24 年度から平成 26 年度までの障害福祉サービスのサービス見込み量を以下のとおりとします。

見込みの数値は、人口や障害者数の見込み、現在のサービス利用状況、利用者ニーズ、サービス事業者の提供体制により設定しました。

### (1) 訪問系サービス

#### 【サービス内容】

サービスの種別	主な対象者	実施内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害者(身体・知的・精神)、障害児	居宅において、入浴や排せつ、食事などの介護を行います。
重度訪問介護	重度の要介護状態にあり、四肢の麻痺のある身体障害者	重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする障害者に対して、入浴・排せつ・食事、外出時の移動中の介護を総合的にを行います。
行動援護	自閉症、てんかんなどのある重度の知的障害者・児、統合失調症などのある重度の精神障害者で常時介護を要する人	知的障害または精神障害によって行動上著しく困難であって、常時介護を必要とする障害者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護などを行います。
重度障害者等包括支援	A L Sなどの極めて重度の身体障害者、強度行動障害のある極めて重度の知的障害者、極めて重度の精神障害者	常時介護を必要とする障害者などに対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護などを包括的にを行います。
同行援護 (平成23年10月より)	視覚障害者	視覚障害者が外出するときに、移動に必要な情報や、必要な援護を行います。

#### 【見込みの考え方】

平成 21 年度から 23 年度の利用者の伸びから見込んだ将来の利用者数に同行援護の創設により想定される利用者数を加味し、1 月間の 1 人当たりの利用量に乗じて見込みを定めました。

#### 【必要な量の見込み】(1 月あたり)

サービス名	単位	第2期計画			第3期計画 見込み		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護	計画						
	時間分	2,200	2,296	2,392	1,968	2,256	2,592
行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	実績						
	人分	79	83	87	82	94	108
	時間分	1,521	1,507	1,609			
	人分	60	59	67			

## (2) 日中活動系サービス

### 【サービス内容】

サービスの種別	主な対象者	実施内容
生活介護	常時介護を必要とする障害者で、障害程度区分が区分3以上の人（施設に入所する場合は、区分4以上）	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能の維持・向上のため、支援が必要な身体障害者	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上の訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な障害者（身体・知的・精神）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上の訓練を行います。
就労移行支援	65歳未満で一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓などを通じ、企業などへの雇用や在宅就労が見込まれる障害者	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 （A型）	65歳未満（利用開始時）で就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害者で、就労移行支援により一般企業の雇用に結びつかなかった人、特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった人、就労経験があり、一般企業を離職した人	①事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。②一般企業などでの就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導などを行います。 ※労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。
就労継続支援 （B型）	就労の機会を通じて、生産活動にかかる知識・能力の向上や維持が期待される障害者で、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援（雇成型）の雇用に結びつかなかった人、一般企業などでの就労経験はあるが、年齢や体力の面から就労が困難となった人、50歳に達している人、企業などの雇用や就労移行支援、就労継続支援（雇成型）の利用が困難と判断された人	①就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しない）②一般企業などでの就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導などを行います。
療養介護	病院などへの長期の入院による医療に加え、常時介護を必要とする障害者で、ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者など呼吸管理を行っている人で、障害程度区分が区分6の人、筋ジストロフィー患者、重症心身障害者で、障害程度区分が区分5の人	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

サービスの種別	主な対象者	実施内容
短期入所	障害者（身体・知的・精神）、障害児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
児童発達支援	就学前の障害児	就学前の障害児が、保護者とともに、または児童のみで通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育事業を行います。
放課後等 デイサービス	就学している障害児	就学している障害児が、授業終了後または休業日に通い、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの療育事業を行います。

### 【見込量の考え方】

平成 23 年の利用者数に、愛知県が実施した入所・通所施設の事業所移行調査から見込んだ数を加え、1 月間の 1 人当たりの利用量を乗じて見込量を定めました。

児童発達支援、放課後等デイサービスについては平成 23 年度の平均利用者数に、事業所の整備などから見込んだ数を加え、1 月間の 1 人当たりの利用量を乗じて見込量を定めました。

短期入所については、平成 23 年度の平均利用者数に、平成 21 年度から平成 23 年度までの平均利用増加数及び地域生活への移行などから見込んだ数を加え、1 月間の 1 人当たりの利用量を乗じて見込量を定めました。

### 【必要な量の見込み】（1 月あたり）

サービス名	単位	第 2 期計画			第 3 期計画 見込み			
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
生活介護	計画	人日分	1,012	2,904	3,674	3,841	4,017	4,212
		人分	46	132	167	197	206	216
	実績	人日分	718	883	2,918			
		人分	40	45	149			
自立機能 (機能訓練)	計画	人日分	22	44	44	66	66	66
		人分	1	2	2	3	3	3
	実績	人日分	0	0	14			
		人分	0	0	1			

サービス名	単位		第2期計画			第3期計画 見込み		
			平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
自立訓練 (生活訓練)	計画	人日分	22	22	22	88	88	88
		人分	1	1	1	4	4	4
	実績	人日分	90	40	40	/	/	/
		人分	6	3	3			
就労移行支援	計画	人日分	66	242	286	198	220	264
		人分	3	11	13	9	10	12
	実績	人日分	40	50	118	/	/	/
		人分	2	3	7			
就労継続支援 (A型)	計画	人日分	0	0	22	308	352	396
		人分	0	0	1	14	16	18
	実績	人日分	35	56	183	/	/	/
		人分	2	3	11			
就労継続支援 (B型)	計画	人日分	198	616	704	396	440	506
		人分	9	28	32	18	20	23
	実績	人日分	124	203	247	/	/	/
		人分	8	11	14			
短期入所	計画	人日分	150	180	210	198	216	234
		人分	25	30	35	33	36	39
	実績	人日分	108	143	190	/	/	/
		人分	21	25	30			
療養介護	計画	人分	0	0	0	0	0	0
	実績	人分	0	0	0	/	/	/
児童発達支援 放課後等デイサ ービス	計画	人日分	480	480	704	896	1,120	1,400
		人分	60	60	88	128	160	200
	実績	人日分	518	618	721	/	/	/
		人分	66	82	103			



#### (4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援 ●●●●●●●●

##### 【サービス内容】

サービスの種別	実施内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービスなどの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設などに入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談などを行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障害者、地域生活が不安定な障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などに相談を行います。

##### 【見込量の考え方】

計画相談支援については、平成 26 年度までに平成 23 年度現在の障害福祉サービス利用者全員にサービス等利用計画案を作成することとしました。

地域移行支援、地域定着支援については地域生活への移行などによる新たな利用を見込み、見込量を定めました。

##### 【必要な量の見込み】（1月あたり）

サービス名	単位		第2期計画			第3期計画 見込み		
			平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画相談支援	計画	人分	3	3	3	15	15	15
	実績	人分	0	0	0			
地域移行支援	計画	人分				2	2	2
	実績	人分						
地域定着支援	計画	人分				2	2	2
	実績	人分						



【必要な量の見込み】

サービス名		単位		第2期計画			第3期計画 見込み		
				平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
相談支援事業	障害者相談 支援事業	計画	箇所	2	2	2	2	3	3
		実績	箇所	2	2	2	/	/	/
	地域自立支 援協議会	計画	設置 状況	有	有	有	有	有	有
		実績	設置 状況	有	有	有	/	/	/
市町村相談支援 機能強化事業		計画	実施 状況	有	有	有	有	有	有
		実績	実施 状況	無	無	無	/	/	/
住宅入居等支援 事業		計画	実施 状況	有	有	有	有	有	有
		実績	実施 状況	無	無	無	/	/	/
成年後見制度利 用支援事業		計画	実施 状況	有	有	有	4	4	4
		実績	実施 状況	有	有	有	/	/	/



### (3) 日常生活用具給付等事業

#### 【サービス内容】

サービスの種別	実施内容
日常生活用具の給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度の障害者に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付する事業です。

#### 【見込量の考え方】

平成 21 年度から平成 23 年度の3年間の平均値を基に、平成 26 年度まで横ばいと推計しました。

居宅生活動作補助用具の利用はありませんでしたが、計画値の2件にて各年度を推計しました。

#### 【必要な量の見込み】（年間）

サービス名	単位		第2期計画			第3期計画 見込み		
			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護・訓練支援用具	計画	件	6	6	6	2	2	2
	実績	件	2	2	2			
自立生活支援用具	計画	件	25	25	25	15	15	15
	実績	件	14	17	16			
在宅療養等支援用具	計画	件	17	17	17	16	16	16
	実績	件	16	17	17			
情報・意思疎通支援用具	計画	件	15	15	15	26	26	26
	実績	件	27	28	25			
排泄管理支援用具	計画	件	709	772	835	815	815	815
	実績	件	843	748	856			
居宅生活動作補助用具	計画	件	2	2	2	2	2	2
	実績	件	0	0	0			
合計	計画	件	774	837	900	876	876	876
	実績	件	902	812	916			

#### (4) 移動支援事業

##### 【サービス内容】

サービスの種別	実施内容
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援する事業です。

##### 【見込量の考え方】

実利用者数については、平成 23 年度の利用実績を基に推計しました。  
 利用延時間については、平成 23 年度の 1 人当たりの利用時間を基に推計しました。

##### 【必要な量の見込み】（1 月あたり）

サービス名	単位	第 2 期計画			第 3 期計画 見込み			
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
移動支援	計画	実利用者数	60	65	70	65	65	65
		延べ利用時間	3,150	3,413	3,675	3,867	3,867	3,867
	実績	実利用者数	53	60	66			
		延べ利用時間	2,838	3,581	3,933			



【見込量の考え方】

日中一時支援事業については、平成 23 年度の利用増加数を加え、横ばいと推計しました。

その他の事業は平成 21 年度から平成 23 年度の3年間の平均値を基に、平成 26 年度まで横ばいと推計しました。

【必要な量の見込み】（年間）

サービス名	単位		第2期計画			第3期計画 見込み		
			平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
日中一時支援事業	計画	人	45	50	55	82	82	82
	実績	人	39	69	75			
更生訓練費給付	計画	人分	8	1	1	8	8	8
	実績	人分	8	4	7			
職親委託	計画	人分	2	2	2	2	2	2
	実績	人分	1	1	1			
自動車運転免許取得費の助成	計画	件	1	1	1	2	2	2
	実績	件	3	2	1			
身体障害者自動車改造費の助成	計画	件	6	6	6	5	5	5
	実績	件	4	3	5			
訪問入浴サービス事業	計画	回	110	110	110	91	91	91
	実績	回	108	88	76			



## (2) 地域生活支援事業

見込量確保のための方策	
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある人や家族などからの相談に応じて、必要な情報や助言を提供するため、身近な相談支援の場の確保に努めます。</li> <li>○相談支援体制の充実に向けて、相談支援窓口のネットワーク化を図るとともに、情報の共有化に努めます。</li> <li>○相談支援事業を効果的に実施するために、地域自立支援協議会を活用し、地域の関係機関の連携強化に努めます。</li> <li>○障害のある人に対する虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図るとともに、成年後見制度の活用を含め人権擁護に努めます。</li> </ul>
コミュニケーション支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者団体との連携により、地域における手話通訳者や要約筆記者の把握に努め、サービスの提供体制を整えます。</li> <li>○障害のある人に対し、事業の普及啓発を図り、サービスの利用を促進します。</li> </ul>
日常生活用具給付等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある人が安定した日常生活を送るため、事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。</li> <li>○IT化に対応した利便性の高い電子機器などの利用を容易にするため、講習会などの開催に努めます。</li> </ul>
移動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めるとともに、介護給付の「行動援護」実施事業者の拡大を推進するとともに、個別給付への移行を促進します</li> <li>○障害のある人の社会参加を促すため、移動ボランティア、送迎ボランティアなどの障害のある人の外出を支えるボランティアの育成の支援に努めます。</li> </ul>
地域活動支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害の特性に合わせた活動の場の活動内容の充実へ働きかけていきます。</li> </ul>
その他の事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種助成制度の周知に努め、事業の利用促進を図り、障害のある人やその家族の支援に努めます。</li> <li>○日中一時支援事業については、必要なサービス量をサービス提供事業所と連携し確保に努めます。</li> <li>○職親委託については、登録事業所を増やしていくために事業の周知を図るとともに、障害のある人への情報提供に努めます。</li> </ul>

---

# 第5章 計画の推進体制

---

## 1 推進体制

### (1) 内部推進体制の整備 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

福祉・保健・医療・教育・雇用・まちづくりなど、幅広い分野にわたる障害者施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の関係部署との連携を一層強化し、計画の推進を図ります。

また、市職員に対して研修を実施し、障害者福祉に関する知識と意識を高め、障害者施策を実施する職員としての資質を向上します。

### (2) 関係機関・団体との連携 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

本計画を推進していくにあたり、関係機関・団体、障害者等と連携を図りながら、総合的に取り組みます。

その中で、地域における障害者を支えるネットワークの核となる「自立支援協議会」による中立・公平な相談支援事業の実施や、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善、本計画の推進に必要な事項の検討・着実な進行管理に努めます。

### (3) 障害保健福祉圏域における連携 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

必要な障害福祉サービス量の確保やより効果的な事業展開のため、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町からなる尾張北部障害福祉圏域において連携を図り、サービス供給及び支援体制の充実を図ります。

### (4) 計画の普及・啓発 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

本計画に定められた内容について、広報こうなん、ホームページの利用による周知を図ります。また、サービスの利用促進を図るとともに障害者に対する地域住民の理解と協力を得られるよう普及啓発を図ります。

## 2 進行管理

---

本計画の施策やサービスの実効性を高めるため、計画の評価・見直しを行う機関として「自立支援協議会」を位置づけるとともに、国の基本指針に即して、計画期間の各年度におけるサービス見込み量のほか、平成 26 年度末の目標値の達成状況を点検及び評価し、計画の見直しを実施します。

また、障害のある人のニーズや社会経済状況等の変化等を踏まえて、必要に応じ、計画を見直すこととします。